

令和6年度東海市骨髓等提供者等支援交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）に基づき公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が行う骨髓・末梢^{しょう}血幹細胞提供あっせん事業において、骨髓又は末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の提供を完了した者（以下「骨髓等提供者」という。）及び骨髓等提供者が勤務する国内の事業所に対し、東海市骨髓等提供者等支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、骨髓等の移植の推進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市税を滞納していない者のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 骨髓等の採取をした日に市内に住所を有する骨髓等提供者（以下「交付対象骨髓等提供者」という。）
- (2) 交付対象骨髓等提供者（個人事業主を除く。）が勤務している国内の事業所のうち、当該交付対象骨髓等提供者が指定したもの（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く。以下「交付対象事業所」という。）

(交付対象通院等)

第3条 交付金の交付の対象となる通院、入院又は面談（以下「交付対象通院等」という。）は、次に掲げる骨髓等の提供のための通院、入院又は面談（骨髓等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康障害に係る通院、入院又は面談を除く。）とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血採血のための通院
- (3) 骨髓等の採取のための通院又は入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体において受けたこの要綱と同等の補

助等に係る通院、入院又は面談は、交付対象通院等としない。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、交付対象通院等に要した日1日につき2万円（交付対象者が交付対象事業所の場合には、交付対象骨髄等提供者が骨髄等の提供を行うために交付対象通院等に要した日のうち、当該交付対象骨髄等提供者が休暇を取得した日1日につき1万円）とし、骨髄等の提供1回につき7日を限度とする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日から起算して60日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに東海市骨髄等提供者等支援交付金交付申請書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の採取をした日を証する書類の写し
- (2) 骨髄バンクが発行する交付対象通院等に要した日数を証する書類の写し
- (3) 市税を滞納していないことを証する書類
- (4) 交付対象者が交付対象事業所の場合には、交付対象骨髄等提供者との雇用関係を証する書類
- (5) 交付対象者が交付対象事業所の場合には、交付対象骨髄等提供者が休暇を取得した日を証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、交付の可否及び交付金の額について、申請者に東海市骨髄等提供者等支援交付金^{支給}_{不支給}決定通知書により通知するものとする。

(交付金の支払)

第7条 市長は、前条の規定により交付金の交付決定の通知をしたときは、速やかに申請者に交付金の額を支払うものとする。

(交付金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させる

ことができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は不正の行為があったとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。